

綾瀬市土地開発公社利子補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）

第10条の規定に基づき設立された綾瀬市土地開発公社（以下「公社」という。）が行う業務に対し必要な補助金を綾瀬市（以下「市」という。）が交付することにより、公社の業務の健全な運営を確保し、もって公共用地の円滑な取得を図ることを目的とし、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業は、市と契約を締結した公有地の先行取得事業（以下「先行取得事業」という。）とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条の先行取得事業における金融機関からの借入金の利子相当額の全部又は一部について、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付申請)

第4条 公社が利子補給金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 綾瀬市土地開発公社利子補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 金融機関が発行する償還表の写し又はこれに代る書類

(決定通知)

第5条 規則第7条に規定する通知は、綾瀬市土地開発公社利子補助金交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(実績報告の提出期限)

第6条 規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後1月以内とする。

(書類等の整備)

第7条 公社は、補助金に係る収支の状況を帳簿その他の証拠書類により整備しておかなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年度綾瀬市土地開発公社利子補助金交付申請書

年 月 日

綾瀬市長

住所又は所在地

申請者 名 称

氏名又は代表者氏名 ⑩

綾瀬市土地開発公社利子補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

1 事 業 名	
2 借 入 金 額	
3 借 入 期 間	
4 借入金融機関	
5 利子支払予定日	
6 交 付 申 請 額	
7 添 付 書 類	借入金融機関が発行する償還表の写し又はこれに代る書類

第2号様式（第5条関係）

年度綾瀬市土地開発公社利子補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度綾瀬市土地開発公社利子補助金の交付については、綾瀬市土地開発公社利子補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

- 1 補助金額 円
- 2 補助条件 綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則を遵守すること。
- 3 補助金の目的 公共用地の円滑な取得
- 4 補助の対象者などの条件 綾瀬市土地開発公社
- 5 補助対象経費の範囲及び基準 先行取得事業に係る金融機関からの借入金の利子相当額

（事務担当は、 ）